

## 改善報告書

大学名称  亜細亜大学  (大学評価実施年度  2019 年度 )

### 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2019 年度に第 3 期認証評価を受審し、その際、是正勧告 3 項目、改善課題 5 項目の提言を付された。これを受けて実施した改善取り組みの概要を以下に記載する。

第一に、それまで本学の内部質保証推進組織であった自己点検・評価委員会の役割・権限が明瞭でないとの指摘を受けて、学長を委員長とする「内部質保証評価委員会」を点検・評価実施計画の策定及び評価を行う中枢機関として設置した。この内部質保証評価委員会の下に、各部局への点検指示と点検取りまとめを行う「自己点検委員会」を設置した。さらに、寄附行為並びに中期行動計画に係る規程を改正し、内部質保証推進組織と他の関係組織との役割分担・権限を明確化した（資料 1-1～4）。

第二に、この新たな内部質保証体制の下で、是正勧告及び改善課題として付された学習成果の把握や学生の受け入れについて改善を図った。とりわけ、大学院について付された提言は、2019 年度に設置した「大学院検討委員会」において、改善策を策定し、修了認定・学位授与方針の再設定、教育課程の編成・実施方針の修正、学生の受け入れ方針の明確化を図り、その後、理事会等の全学会議体で了承を得た（資料 1-5～6）。そして大学院の定員管理を改善するために、長期履修制度導入などの対応策により、定員確保に向けて取り組んでいる（資料 1-7～8）。

第三に、卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果を適切に把握・評価する体制を構築すべきとの改善提言を受け、従来の卒業年次生アンケートに加え、英語外部試験（TOEIC®）及び外部アセスメントテスト（PROG 及び Sprout）の受験を全学生に義務化し、その結果を学部学科で確認できるようにした（資料 1-9～11）。さらに、各科目の成績評価とカリキュラムマップ上の位置づけをかけあわせて、卒業認定・学位授与の方針に定めた各要素の達成度を測定し、レーダーチャートを用いて示す本学独自の学習成果把握システムを構築し、2023 年 7 月より試験的に運用開始した（資料 1-12～13）。また研究科では、独自のアンケートやリサーチ・ルーブリックを用いての学習成果の把握及び可視化を開始した（資料 1-14～16）。

第四に、大学運営に関しては、各会議規程に関して不備が指摘された。これに対応するために、「大学運営に関わる会議体規程改正プロジェクト」を設置し、「常勤理事会規程」「部長会規程」「学部長会規程」を改正し、学長のリーダーシップを担保する形で、各会議体の役割・権限を明確化した（資料 1-17～20）。

以上のように、指摘された提言すべてに関して改善に取り組み、大方の領域において、課題をほぼ達成できている。なお、直接的な改善課題対応ではないが、学外の学識経験者や高校関係者、経済・産業界等からの外部評価を制度化し、改善の質をより高める仕組みを構築したことを付言しておきたい（資料 1-21～22）。

<根拠資料>

- 1-1 内部質保証に関する規程
- 1-2 亜細亜学園寄附行為施行細則
- 1-3 常勤理事会規程
- 1-4 亜細亜学園 5 カ年中期行動計画推進規程
- 1-5 理事会議事録及び議案書（令和 2 年 3 月 24 日）
- 1-6 研究科のポリシー
  - ・アジア・国際経営戦略研究科  
<https://www.asia-u.ac.jp/graduate/aibs/aibs.html>
  - ・経済学研究  
<https://www.asia-u.ac.jp/graduate/gseconomics/gseconomics.html>
  - ・法学研究科  
<https://www.asia-u.ac.jp/graduate/gslaw/gslaw.html>
- 1-7 常勤理事会議事録（令和 3 年 11 月 17 日 第 10 回）
- 1-8 2023 年度の学生の受け入れ状況（大学基礎データ表 2・2023 年 5 月 1 日）
- 1-9 理事会議事録及び議案書（令和元年 9 月 19 日）
- 1-10 常勤理事会（令和 2 年 1 月 15 日 第 14 回）
- 1-11 学部長会議事録（令和 5 年 2 月 22 日 第 20 回）
- 1-12 部長会議事録（令和 5 年 6 月 28 日 第 5 回）
- 1-13 学科別カリキュラムマップ
- 1-14 アジア・国際経営戦略研究科カリキュラムマップ
- 1-15 経済学研究科リサーチ・ループリック
- 1-16 令和 3 年度法学研究科 修了生アンケート集計結果
- 1-17 部長会規程
- 1-18 学部長会規程
- 1-19 教授会規程
- 1-20 研究科委員会規程
- 1-21 亜細亜大学外部評価委員会に関する細則
- 1-22 令和 4 年度外部評価報告書
- 1-23 2023 年度の学生の受け入れ状況（大学基礎データ表 2・2023 年 5 月 1 日）

## 2. 各提言の改善状況

## (1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	アジア・国際経営戦略研究科及び経済学研究科において、博士前期課程及び博士後期課程で、異なる学位課程でありながら同一の学位授与方針を設定しているため、是正されたい。
	大学評価時の状況	研究科では教育研究上の目的を踏まえ、研究科ごとに学位授与方針を定めていたが、アジア・国際経営戦略研究科及び経済学研究科では、博士前期課程と博士後期課程における学位授与方針を学位の区別なく定めており、研究科及び内部質保証推進組織による自己点検活動で適切な点検・評価が行われていない状況であった。
	大学評価後の改善状況	<p>大学認証評価時に提出した本学の自己点検報告書を学内で確認し、至急対応すべき事項は大学認証評価の結果を待たずに改善することとなった。中でも研究科の3つのポリシーにおいて、博士前期課程及び博士後期課程で、異なる学位課程でありながら同一の学位授与方針を設定していることは、高等教育機関、特に大学院において早急に改善すべきことと判断した。</p> <p>3つのポリシーを含む改善事項への対応に向けて、副学長を委員長とし、研究科委員長や教学関係者を委員とする「大学院検討委員会」を立ち上げた(資料 2-(1)-1-1~2)。同委員会は2019年12月から2020年2月の期間に開催され、研究科に関する改善事項の共有、改善に向けた取り組みの方向性に関する意見交換を経て、提案及び要望が研究科から学長へ報告された(資料 2-(1)-1-3~4)。その後、該当の研究科委員会で適切な学位授与方針を検証の上、部長会の審議を経て、2020年3月開催の理事会で3つのポリシーの改正が議決された(資料 2-(1)-1-5、資料 1-5)。</p> <p>提言が付された該当研究科については、例えば経済学研究科においては、博士前期課程では「複雑化する経済社会を理解し、分析するために必要な経済学の専門知識とツールを身につけている。」とし、博士後期課程では「研究者や高度職業専門人として活動するために必要な高度な経済学の専門知識と分析ツールを身につけて</p>

		いる。」というように課程別に身につく能力を新たに定めることとした。改正後の修了認定・学位授与の方針は大学公式サイト上で公開している（資料 1-6）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(1)-1-1 部長会議事録(令和元年 11 月 13 日 第 12 回) 資料 2-(1)-1-2 常勤理事会議事録（令和元年 12 月 4 日 第 12 回） 資料 2-(1)-1-3 大学院検討委員会議事録(令和元年 12 月 18 日 第 1 回 ～ 令和 2 年 2 月 19 日 第 4 回) 資料 2-(1)-1-4 大学院検討委員会の検討結果 資料 2-(1)-1-5 部長会議事録(令和 2 年 2 月 26 日 第 19 回)
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	アジア・国際経営戦略研究科及び経済学研究科において、博士前期課程及び博士後期課程で、異なる学位課程でありながら同一の教育課程の編成・実施方針を設定しているため、是正されたい。
	大学評価時の状況	研究科では教育研究上の目的を踏まえ、研究科ごとに教育課程の編成・実施方針を定めていたが、アジア・国際経営戦略研究科及び経済学研究科では、博士前期課程と博士後期課程における教育課程の編成・実施方針を学位の区別なく定めており、研究科及び内部質保証推進組織による自己点検活動で適切な点検・評価が行われていない状況であった。
	大学評価後の改善状況	提言を付された研究科の教育課程の編成・実施方針については、修了認定・学位授与の方針と同様に早急に改善すべきことと判断し、改善に着手した。 先述の「大学院検討委員会」（資料 2-(1)-1-1～2）において、該当の研究科委員会で新たに策定した教育課程の編成・実施方針を検証の上、大学院委員会での審議を経て、2020 年 3 月開催の理事会で 3 つのポリシーの改正が議決された（資料 2-(1)-1-5、資料 1-5）。 提言が付された該当研究科では、例えばアジア・国際経営戦略研究科においては、教育方法に関して、博士前

		期課程では「研究成果をまとめるための演習科目では、学生一人ひとりの研究進捗状況に応じたきめ細かな指導を行うとともに、学生相互の触発を可能にする演習方法を工夫する。」とし、博士後期課程では「主たる指導教員による研究指導に加え、関連分野の教員による指導を行う。」というように課程別に教育方法を新たに定めることとした。改正後の教育課程の編成・実施方針は大学公式サイト上で公開している（資料 1-6）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言（全文）	全研究科において、博士前期課程及び博士後期課程で、異なる学位課程でありながら学生の受け入れ方針が同一であるため、是正されたい。
	大学評価時の状況	研究科では教育研究上の目的を踏まえ、研究科ごとに学生の受け入れ方針を定めていたが、全研究科で博士前期課程と博士後期課程における学生の受け入れ方針を学位の区別なく定めており、研究科及び内部質保証推進組織による自己点検活動で適切な点検・評価が行われていない状況であった。
	大学評価後の改善状況	<p>基準 4 と同様に、早急に改善すべきことと判断し、「大学院検討委員会」で改善事項への対応を検討し、2020 年 3 月開催の理事会で全研究科の学生の受け入れ方針の改正が議決された（資料 2-(1)-1-5、資料 1-5）。</p> <p>具体的には、例えばアジア・国際経営戦略研究科においては、博士前期課程では「研究科での修学に必要な、日本とアジア・中国の間のビジネス社会を理解するために求められる知識・技能を、大学等の教育課程において修得している。」としているのに対し、博士後期課程では「本研究科での修学に必要な、日本とアジア・中国の間のビジネス社会に関する高度な知識体系の構築に関連する知識・技能を、修士学位等の課程で修得している。」と課程別に明確化した。全研究科の新たな学生の受け入れ方針は大学公式サイト上及び大学院入学試験</p>

		要項で公開している（資料 1-6、資料 2-(1)-3-1~2）。				
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(1)-3-1	令和 5 年度大学院入学試験要項（博士前期・抜粋）				
	資料 2-(1)-3-2	令和 5 年度大学院入学試験要項（博士後期・抜粋）				
＜大学基準協会使用欄＞						
検討所見						
改善状況に関する評定	5	4	3	2	1	

## (2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 2 内部質保証
	提言 (全文)	<p>内部質保証推進に責任を負う組織として「自己点検・評価委員会」が設けられているが、「内部質保証検証会議」や「3カ年中期行動計画推進会議」など、他の内部質保証に関係する組織との関係、役割分担やそれぞれの組織の権限等が規程上及び運用上明確ではなく、内部質保証システムが有効に機能しているとはいいがたいため、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>内部質保証推進に責任を負う組織として「自己点検・評価委員会」を設け、「内部質保証の考え方と進め方」を定めていたが、本来「自己点検・評価委員会」が行う各部局への助言と支援を「内部質保証検証会議」が行うなど、実態と異なる役割・権限で運用がされていた。</p> <p>また、改善活動を支援する IR 組織や中期行動計画を推進する責任組織が設置されているものの、「自己点検・評価委員会」等との役割分担が明らかではなく、内部質保証システムにおける位置づけが不十分であった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>まず、学長を委員長とする「内部質保証評価委員会」を点検・評価実施計画の策定及び評価を行う中枢機関として設置した。この内部質保証評価委員会のもとに、各部局への点検指示と点検取りまとめを行う「自己点検委員会」を置いた。あわせて、役割が不明確であった「内部質保証検証会議」は廃止した。</p> <p>そのうえで、内部質保証評価委員会は、学長以下、副学長、事務局長、学内理事で構成し、点検評価実施計画の策定、点検評価報告書の作成、各部署への改善事項の指示、次年度事業計画への提案を行うこととした。</p> <p>この内部質保証評価委員会策定の点検評価実施計画に基づき、各部署での点検評価を指示し、とりまとめる組織が自己点検委員会であり、同委員会は副学長を長とし、学部長、研究科委員長、各事務部長、各全学委員会委員長(教務委員長、入試委員長他)で構成されるものとした。これにより、学部、研究科、各事務部門での点検評価を組織的に行い、自己改善と内部質保証評価委員会への報告の仕組みを構築した。一連の体制変更に伴う規程改正は、2021年4月開催の常勤理事会で了承された(資料 2-(2)-1-1~2、</p>

	<p>資料 1-1)。</p> <p>次に中長期計画関連機関については、「亜細亜学園 5 カ      年中期行動計画推進規程」を制定し、中期行動計画を推進      する組織として常勤理事会の下に専務理事を本部長とす      る「亜細亜学園 5 カ年中期行動計画推進本部」を設置した      (2022 年 6 月開催の常勤理事会で了承。これに伴い従来      の「3 カ年中期行動計画推進会議」は廃止した)。この中長      期計画に係る事項や各種方針についても上記内部質保証      評価委員会のもとで実施する点検・評価の範囲とした。そ      の点検・評価の結果により中長期計画を適宜修正すること      が可能となった。こうした形で、内部質保証推進組織と中      期行動計画推進組織それぞれの役割を明らかにした(資料      2-(2)-1-3、資料 1-4)。</p> <p>先述のとおり、内部質保証推進組織の体制変更を踏ま      え、改善活動支援を行う IR 組織の位置づけを修正した。      これまでの各学部選出委員からなる委員会組織を廃止し、      副学長を長として、主に企画部職員で構成される IR 部会      を設置した。そのうえで、IR 部会は、教学マネジメントに      おける改善活動の支援、また内部質保証推進に必要となる      教育・研究等の関連情報の管理・収集・分析・活用を行う      こととした。これを担保するために、2023 (令和 5) 年 7      月開催の部長会で「亜細亜大学 IR 活動に関する規程」の      改正を行った(資料 2-(2)-1-4~5)。</p> <p>さらに、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保す      るために、外部評価を定期的に行うこととした。具体的      には、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験      者、高校関係者、経済・産業界及び教育行政の識者等の中      から委員を委嘱し、第三者の立場から評価し、本学の教育      研究水準の向上及び教育活動の活性化に資する提言を行      っていただくこととした。このために、「内部質保証に関      する規程」を改正し、また「亜細亜大学外部評価委員会に      関する細則」を制定することとし、2023 年 1 月開催の内      部質保証評価委員会並びに 2023 年 2 月開催の部長会及び      常勤理事会で了承された(資料 2-(2)-1-6~10、資料 1-1、      資料 1-21)。</p> <p>以上の取り組みで改正した内部質保証方針は大学公式      サイト上で公開している(資料 2-(2)-1-11)。</p>
「大学評価後の改善状	資料 2-(2)-1-1 部長会議事録 (令和 3 年 4 月 14 日 第



	<p>位授与方針に示す学習成果の把握には至っていない。また、研究科では中間報告会や論文の審査は行っているものの、学位授与方針に示す学習成果との関連はみられない。よって、学部・研究科ともに多角的な方法を用いて学位授与方針に示す学習成果を適切に把握・評価するよう、改善が求められる。</p>
大学評価時の状況	<p>学長を委員長とする内部質保証推進組織「自己点検・評価委員会（当時）」において、学位授与方針に示した学習成果を評価・把握するために、TOEIC®、TOEFL®、中国語検定、フランス語検定等の外部試験の結果、留学プログラムの前後の成長度、卒業時アンケートをはじめとした学内アンケートを学習成果の指標としていた。</p> <p>しかしながら、全学及び学科の学位授与方針の達成度を評価・測定する具体的な指標が定まっていないこと、学生が科目ごとの成績評価や外部アセスメントテスト以外に学習成果を確認する方法がないこと、学生の学習成果を全学及び学部内で評価・改善する仕組みが構築されていないこと等の問題が解決できない状況にあった。</p>
大学評価後の改善状況	<p>まず学部においては、(1)英語外部テスト (TOEIC®) 及び (2) 外部アセスメントテストの全学生受験義務化を図った。これに加えて、(3) 各科目の成績評価とカリキュラムマップ上での位置づけを掛け合わせ、学位授与方針に示す学習成果を把握し、レーダーチャートで示す本学独自の学習成果把握システムを構築した。さらに(4) 従来から行われていた卒業年次生アンケートの項目に、学習成果達成の自己認識を問う質問を加え、多角的な方法での学習成果把握の仕組みを構築した。それぞれについて以下詳述する。</p> <p>(1) 英語外部テスト (TOEIC®) の全学部生受験義務化</p> <p>2019 年 9 月開催の理事会において、全学的な学習成果の把握・評価を行うために、従来一部の学生の受験に留まっていた「TOEIC®」を全学部において受験必須とすることが議決された (資料 1-9)。具体的には学生の英語能力の伸長を測定するために、1 年次 3 回、2 年次 1 回、3 年次 1 回の合計 5 回の受験機会を在学中に設けている。2020 年度には受験結果を学部長会で報告し、現在は学長をはじめとした執行部及び担当で経年変化を観察している (資料 2-(2)-2-1~2)。</p>

		<p>(2)外部アセスメントテストの導入</p> <p>外部アセスメントテストとして「PROG」を導入し、各科目の成績評価以外の指標で多角的に学習成果を測定することが、2020年1月開催の常勤理事会で了承された(資料1-10)。</p> <p>具体的には、2020～2022年度入学生を対象に、「PROG」リテラシー&amp;コンピテンシー能力テスト受験を課し、卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果達成度及び学生の社会人基礎能力の測定に活用している。学生に対し「PROG」受験後は受験結果の返却に加え、動画によるフィードバックの機会を設けている。教員に対しては、学科別の受験結果をまとめ、学生の傾向や受験結果の活用方法を助言し、学習成果の把握に努めている(資料2-(2)-2-3)。</p> <p>ただし、「PROG」の費用や試験時間等を総合的に判断した結果、2023年度入学生以降は「PROG」に代えて、コンピテンシー能力テスト「Sprout」の受験を必須化した(資料1-11)。</p> <p>(3)学習成果把握の本学独自システムの構築</p> <p>まず2022年度中に、各学科が卒業認定・学位授与の方針と各科目の関係性をまとめたカリキュラムマップを作成した(資料1-13)。</p> <p>さらに、学長を部会長とする「学習成果把握(可視化)検討部会」を学部長会の下に設置し、2022年6月から2023年3月末まで学習成果の把握・可視化のための全学的なシステムの構築が検討された(資料2-(2)-2-4～5)。検討後、2023年度秋学期から各科目の成績評価とカリキュラムマップを基に卒業認定・学位授与の方針の達成度を可視化できるよう、学習成果システムを導入することが2023年6月開催の部長会で了承された。その結果、学習成果をレーダーチャートで示すシステムの試験的運用を、同年7月より開始した(資料1-12)。</p> <p>(4)卒業年次生アンケートの活用</p> <p>その他、従来から継続して調査していた「卒業年次生アンケート」を2022年度事業計画に基づき見直し、卒業年次生自身が卒業認定・学位授与の方針に示した学習成果の達成度を回答することで、在学中に修得した能力を把握している。これらの情報は集計・可視化し、2023年5月開催</p>
--	--	---

	<p>の学部長会で共有した。なお、集計情報は大学公式サイトに公表している（資料 2-(2)-1-11）。</p> <p>ついで各研究科では、中間報告会と論文審査に加え、次のように取り組んでいる。</p> <p>アジア・国際経営戦略研究科では当該研究科内に「教育課程・学習成果点検・評価部会」を設置し、「ワークショップⅡ」報告会后に、評価できる点や改善すべき点を記すアンケートを実施し、アンケート結果をフィードバックし、学位論文作成へ反映していた。新カリキュラムでは「ワークショップⅡ」に代わり、「リサーチリテラシーⅠ・Ⅱ」として論文執筆に向けて研究指導を補完するための講義を配置している。さらに、修了生へインタビューを実施し、その結果をカリキュラムマップ検討等に活用している（資料 1-14）。</p> <p>経済学研究科では、学習成果可視化のためのリサーチ・ループリック（試案）を作成している。論文作成過程における問題点や学位授与方針に基づく能力の到達度を在学生と指導教員間で把握することを目標にしている。リサーチ・ループリックは大学院 FD 委員会及び当該研究科委員会の承認を経て活用している（資料 1-15）。</p> <p>法学研究科では、修了生に対するアンケートにより学習成果の把握を行っている。アンケートでは大学院での学習全般について調査し、その中で専門知識及び能力の到達度を自己評価する内容となっている（資料 1-16）。</p> <p>以上の学部及び研究科による学習成果の可視化・把握に向けた取り組みは、内部質保証推進組織を中心に、各年度の自己点検活動のテーマに組み込んでいる（資料 2-(2)-2-6）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>学習成果の可視化に留まらず、教職員が学生の履修及び学習指導、そしてディプロマ・ポリシーの達成度をデータで収集し、3つのポリシーを含めた教育効果の検証及び改善・向上に活用する予定である。データ集計・分析結果を各部局へ提言するとともに、分析結果は大学公式サイトで公開し、社会全般へ大学の取り組みを発信する予定である。</p>
「大学評価後の改善状	資料 2-(2)-2-1 TOEIC®実施スケジュール（履修の手引抜

	況」の根拠資料	粹) 資料 2-(2)-2-2 学部長会議事録 (令和 2 年 10 月 14 日 第 9 回) 資料 2-(2)-2-3 令和 4 年度 PROG 報告資料 資料 2-(2)-2-4 学部長会議事録 (令和 4 年 6 月 22 日 第 6 回) 資料 2-(2)-2-5 学習成果把握検討部会議事録 (令和 4 年 6 月 22 日 第 1 回 ~ 令和 5 年 1 月 11 日 第 3 回) 資料 2-(2)-2-6 令和 4 年度自己点検・評価報告書 (2)-2-7 学修成果システムの計算式 (2)-2-8 学修成果システム説明会資料 (2)-2-9 アジア・国際経営戦略研究科「ワークショップ II」アンケート内容
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言 (全文)	収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科博士前期課程で 0.43、アジア・国際経営戦略研究科博士後期課程で 0.20 と低く、経済学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程では在籍者がいないため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	全研究科が入学者の確保に向けてオープンキャンパスをはじめとした広報活動や説明会の実施など様々な取り組みを行ってきた。しかしながら、大学院進学ニーズ、特に博士後期課程は修了後のキャリアが限定的である社会背景等から、収容定員に対する在籍者数比率が基準を満たしていない状況であった。
	大学評価後の改善状況	大学認証評価時に提出した本学の自己点検報告書を学内で確認し、至急対応すべき事項は大学認証評価の結果を待たずに改善することとなった。提言に付された改善事項に対応するため、副学長を委員長とし、研究科委員長や教学関係者を委員とする「大学院検討委員会」を設置した (資料 2-(1)-1-1~2)。同委員会は 2019 年 12 月から 2020 年 2 月の期間に開催され、提言に付された定員管理の改善に

	<p>関する提案及び要望が研究科から学長へ報告された(資料 2-(1)-1-3~4)。</p> <p>学長への提案は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 博士前期課程については、収容定員に対する在籍学生数比率を 0.50 以上とする。経済学研究科及び法学研究科の在籍者数 15 名を目標値とする。</li><li>2) 博士後期課程については、収容定員に対する在籍学生数比率を 0.33 以上とする。アジア・国際経営戦略研究科は在籍者数 5 名、経済学研究科は在籍者数 3 名、法学研究科は在籍者数 5 名を目標値とする。</li><li>3) 経済学研究科及び法学研究科で特任教員の採用</li><li>4) 博士後期課程での特待生制度の整備</li><li>5) 遠隔地教育の効果的活用による研究指導のため大学院学則の改正</li></ol> <p>大学院検討委員会の報告書の内容に加え、志願者の事情に合わせて在籍期間や単年度の学費を調整できる「大学院長期履修制度」の導入が検討され、2021 年 10 月開催の部長会及び 2021 年 11 月開催の常勤理事会で了承後、2023 年度大学院入試から導入された(資料 2-(2)-3-1~3、資料 1-7)。</p> <p>その他の取り組みとして、従来実施している社会人向けの説明会や在学生向け学内説明会を拡充、そして海外から直接受け入れる入学者選抜方法を導入し、入学者を確保する方策をとっている。例えば、アジア・国際経営戦略研究科では、海外指定校先の見直しをポストコロナ禍における国内外の諸情勢等を踏まえ、出願希望状況を複数の海外指定校先へ確認し、入試要項の送付だけでは説明不足が懸念される学校へは、オンラインによる説明会を実施している(資料 2-(2)-3-4)。博士後期課程では、学内推薦試験や海外選考試験を設けることで博士前期課程からの継続した指導、幅広い受け入れを狙い、収容定員の確保を目指している(資料 2-(2)-3-5)。経済学研究科では、入学者獲得の広報活動に加え、学部生を対象とした学内説明会等の取り組みを実施している(資料 2-(2)-3-6)。</p> <p>以上のとおり、大学院の定員管理改善に向けた取り組みを実施しているものの、2023 年度の収容定員充足率が、アジア・国際経営戦略研究科博士前期課程は 0.93、博士後期課程は 0.20。経済学研究科博士前期課程は 0.33、博士後期課程は 0.11。法学研究科博士前期課程は 0.73、後期課</p>
--	--

		<p>程は 0.00 となっており、さらなる工夫や改善を要するものと認識している（資料 1-8）。</p> <p>なお、2022 年度外部評価において、2021 年度自己点検活動を基に定員管理の改善状況を外部評価委員へ報告した。定員充足率の向上に向けて、多様な入試制度による受け入れや長期履修制度の整備をするなど改善の努力を続けていると評価を受けている。一方、とりわけ博士後期課程は、人文社会学系の志願者マーケットが非常に小さく、大学教員以外のキャリアパスが限定的であることから改善が非常に困難であることが予想されるとしつつ、改善策として、研究科間の統合や募集定員の変更等の助言があり、今後の改善活動の参考にしていく（資料 1-22）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>過去 5 年間の定員充足率が基準を満たしていない研究科があるため、各年度の自己点検活動において点検項目に継続して定員管理に関するテーマを置き、全研究科で改善に努めていく予定である。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(2)-3-1 大学院委員会議事録（令和 3 年 7 月 28 日 第 1 回）</p> <p>資料 2-(2)-3-2 部長会議事録（令和 3 年 10 月 27 日 第 13 回）</p> <p>資料 2-(2)-3-3 令和 5 年度大学院入試要項（抜粋）</p> <p>資料 2-(2)-3-4 海外指定校推薦試験説明会</p> <p>資料 2-(2)-3-5 アジア・国際経営戦略研究科博士後期課程学内進学説明会</p> <p>資料 2-(2)-3-6 大学院進学相談会</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準 10 大学運営・財務 (1) 大学運営
	提言（全文）	「部長会規程」や「学部長会規程」などの大学運営に係る全学的な事項の審議を行ういくつかの委員会規程において、具体的な審議事項等や定足数、議決方法、改廃手続が明記されておらず、「部長会規程」においては、部長会を「本学の日常業務の最高意思決定機関」として位置付け

	<p>ており、学長の最終的な決定権を担保するための条文も設けられていない。また、「常勤理事会に関する規程」では、常勤理事会の役割について、協議することと規定され、決定する機関とはなっていないが、実際の運営においては予算編成方針など、理事会の審議決定事項以外の学園の重要事項が決定されており、これら大学運営に係る全学的な規程に不備がみられるため、適切に整備するよう改善が求められる。</p>
大学評価時の状況	<p>学校教育法に基づき、「亜細亜大学学長に関する規程」第2条において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、学長が校務に関する最終的な決定権を有するが、大学運営にかかる全学的な会議及び委員会規程において、学長の最終的な決定権を担保する内容と異なり、学長のリーダーシップを阻害する内容と捉えかねない状況が続いていた。その他に、規程上の役割・権限と実際の運営が異なり、例えば理事会の審議決定事項以外の学園の重要項目が理事会以外で決定されるといった不備が見受けられている状態が続き、運営にかかる適切な点検がなされぬまま運用されていた。</p>
大学評価後の改善状況	<p>常勤理事会及び部長会での大学認証評価結果の共有を経て、学長の適切なリーダーシップの下、各種会議の役割・権限を改善するため、2022年6月に学長を議長とする「大学運営に係る会議規程改正案検討プロジェクト」を設置した。同プロジェクトにより、「亜細亜学園寄附行為施行細則」制定案、「常勤理事会規程」、「部長会規程」、「学部長会規程」の改正案が提示された（資料2-(2)-4-1）。</p> <p>まず「亜細亜学園寄附行為施行細則」では、内部統制システムを整備するため、理事会の議決事項を明示し、常勤理事会と部長会の役割を明確化した。これにより、理事会議決事項、常勤理事会の位置づけと審議決定事項を明らかにした。また部長会は、校務をつかさどる学長を長とし、その業務を補佐する意味で、最終的な決定権を有する機関であると位置づけた。これにより学長の最終的な決定権が担保された（資料1-2）。</p> <p>ついで常勤理事会については、各会議体の役割を明確化させることで実際の運用と規程を適切に整備することを目的として、新たに「常勤理事会は、亜細亜学園寄附行為施行細則第3条第2項各号に定める事項を審議・決定する」と役割・権限を改めた。ここで言う「亜細亜学園寄附</p>

	<p>行為施行細則第 3 条第 2 項各号に定める事項」については、1) 理事会議決事項を除く、学園の日常業務に関する事項、2) 理事会・評議員会に付議する議案、3) 前号の議案を作成するにあたり必要な予算編成方針等の全学的業務方針、4) 理事会が決定した中長期計画・事業計画の執行に必要な諮問機関の設置等の体制整備、5) その他学園の業務のうち、理事会においてあらかじめ承認された事項、と明記し、常勤理事会の位置づけ・機能を明確化することで運営と規程の整合性を図った（資料 1-3）。</p> <p>部長会については、本学の日常業務の最高意思決定機関とされていたものを、学長の最終的な決定権を担保するよう、「部長会は、学長が校務をつかさどるうえで必要な事項につき審議し、部長会は学長の業務遂行を補佐する」と目的を改め、あわせて部長会の審議する事項や議決に関する内容を明記した（資料 1-17）。</p> <p>学部長会については、学部長会規程に具体的な協議事項が含まれていなかったため、「学部長会は 1) 各学部共通の教学に関する事項、2) その他、学長が必要と認めた教学事項」を協議するとし、役割・権限を明らかにした（資料 1-18）。</p> <p>以上、「亜細亜学園寄附行為施行細則」の制定、「常勤理事会に関する規程」及び「部長会規程」の改正は、2022 年 9 月開催の理事会・評議員会で議決された（資料 2-(2)-4-2~4）。「学部長会規程」は 2022 年 9 月開催の部長会で了承された（資料 2-(2)-4-5）。各規程は 2022 年 10 月 1 日に施行し、各会議体の位置づけが明確になり運営されている。</p> <p>さらに、「亜細亜学園 5 カ年中期行動計画推進規程」を制定し、中期行動計画を推進する組織として常勤理事会の下に専務理事を本部長とする「亜細亜学園 5 カ年中期行動計画推進本部」を設置することが 2022 年 6 月開催の常勤理事会で了承され、2022 年 7 月 1 日に施行した（資料 2-(2)-1-3、資料 1-4）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>学長を委員長とする内部質保証評価委員会をはじめ、内部質保証推進組織において、2023 年度自己点検活動の点検・評価課題として、改正した部長会規程、学部長会規程及び常勤理事会規程の検証を加え、適切に運営されているか点検・評価を行う予定である。</p>
--	---

	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-4-1 部長会議事録・会議資料（令和 4 年 6 月 22 日 第 6 回） 資料 2-(2)-4-2 理事会議事録（令和 4 年 9 月 21 日） 資料 2-(2)-4-3 常勤理事会議事録（令和 4 年 9 月 14 日 第 7 回） 資料 2-(2)-4-4 部長会議事録（令和 4 年 9 月 7 日 第 10 回） 資料 2-(2)-4-5 部長会議事録（令和 4 年 9 月 28 日 第 11 回）
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
No.	種 別	内 容
5	基準	基準 10 大学運営・財務 (1) 大学運営
	提言（全文）	教授会は、教育課程の編成及び教員の教育研究業績の審査について審議決定することができることと学則及び「教授会規程」において規定しており、大学のガバナンス改革に関する学校教育法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）の趣旨に照らして適切とはいえない。大学院学則及び「研究科委員会規程」においても同様の規定がみられるため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	学校教育法に基づき、「亜細亜大学学長に関する規程」第 2 条において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、学長が校務に関する最終的な決定権を有するが、教授会及び研究科委員会では当該組織の教育研究に関する事項を審議決定することができることとされ、学長の最終的な決定権を担保する内容と異なり、学長のリーダーシップを阻害する内容と捉えかねない状況が続いており、運営にかかる適切な点検がなされぬまま運用されていた。
	大学評価後の改善状況	常勤理事会及び部長会での大学認証評価結果の共有を経て、学長の適切なリーダーシップの下、各種会議体の役割・権限を改善するために、教授会規程及び研究科委員会規程の改善を図った。  教授会については、教授会規程に「教授会は、次に掲げる当該学部の教育研究に関する事項について、審議決定することができる。1) 教育課程の編成、2) 教員の教育研究

		<p>業績の審査」と定められていたため、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、2) 学位の授与、3) 教育課程の編成、4) 教員の教育研究業績の審査、5) 人事（採用・昇格）に関すること、6) (1)～(5)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」と改め、教授会の役割・権限を明らかにした（資料 1-19）。</p> <p>研究科委員会については、研究科委員会規程に「研究科委員会は、次に掲げる当該研究科の教育研究に関する事項について、審議決定することができる。1) 教育課程の編成、2) 教員の教育研究業績の審査」とされていたため、「研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。1) 学生の入学、課程の修了、2) 学位の授与、3) 教育課程の編成、4) 教員の教育研究業績の審査、5) 人事（採用・昇格）に関すること、6) (1)～(5)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」と改め、研究科委員会の役割・権限を明らかにした（資料 1-20）。</p> <p>以上、教授会規程及び研究科委員会規程は、部長会を経て常勤理事会で改正が了承され、2021 年 4 月 1 日に施行した（資料 2-(2)-5-1～2）。</p> <p>なお、学長を委員長とする内部質保証評価委員会をはじめ、内部質保証推進組織において、2022 年度自己点検活動の点検・評価課題として、改正した教授会規程及び研究科委員会規程を検証し、適切な運営が行われているか点検・評価を行った（資料 2-(2)-2-6）。</p>			
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-5-1 部長会議事録（令和 2 年 12 月 23 日 第 13 回）</p> <p>資料 2-(2)-5-2 常勤理事会議事録（令和 3 年 2 月 17 日 第 11 回）</p>			
<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>1</p>

**【概評】**

<改善に向けた大学全体の取り組み>

<是正勧告、改善課題の改善状況>